
別添5-3 配慮事項の選定及び環境保全上の見地から
講じようとする措置

1 配慮事項の選定	1043
2 環境保全上の見地から講じようとする措置	1044

1 配慮事項の選定

配慮事項の選定にあたっては、表5-3-1に示すとおり選定した。

表5-3-1 配慮事項の選定

配慮事項	選定結果	選定・非選定の理由
電磁波の漏洩防止措置	×	施設計画において、電磁波を発生させるような施設の立地計画はない。
有害化学物質の排出抑制措置	×	設置計画において、化学物質、急性毒性物質、慢性毒性物質、発がん性物質等の人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがある有害化学物質を発生させるような施設や、オゾン層を破壊するようなフロン等の物質を排出する施設の立地計画はない。
光害の抑制措置	○	24時間稼働施設の立地や屋外に街路灯が設置されるため、配慮事項として選定する。
遺伝子汚染防止措置	×	設置計画において、生態系に影響を及ぼすような遺伝子の組換え行為を行う施設の立地計画はない。
地震等の自然災害による二次災害の防止措置	○	軽油（「消防法」に基づく危険物第4類）等の危険物を貯蔵するため、配慮事項として選定する。
ヒートアイランド現象の緩和に寄与する措置	×	本計画地は、ビルの建て込んだ市街地ではなく山間地域であるので、本計画がヒートアイランド現象に寄与することはない。

2 環境保全上の見地から講じようとする措置

選定した配慮事項について、環境保全上の見地から講じる措置を検討した結果、以下のとおり対策を実施する。

2.1 光害の抑制措置

対象事業における焼却施設は24時間稼働であり、屋外には街路灯等を設置する予定である。これらの施設からの照明が周辺への環境に影響を及ぼさないよう、照明数の抑制、設置場所や設置方法の工夫、上方へ漏れる光が少ない照明器具の採用等による光の拡散の抑制、適切な輝度の光源や昆虫等の誘引が少ない波長の光源の採用等、十分な措置を講じる。

2.2 地震等の自然災害による二次災害の防止措置

対象事業では、「消防法」（昭和23年、法律第186号）に基づく危険物第4類に該当する軽油や油脂類等を貯蔵し、また、「毒物及び劇物取締法」（昭和25年、法律第303号）に基づくアンモニア水等の劇物を貯蔵する計画である。

これらの、取扱い、貯蔵にあたっては、「別添5-2-1 14.1 (6) 対象事業の計画の状況」（P.539）に示したとおり、関係法令に準拠した取扱い、貯蔵を行うこととしており、また、適切な防災保安体制を構築するとともに、施設管理を徹底し、自然災害の発生時には適切な処置を講じる。